

平成25年11月26日

役員会

改正 平成27年3月23日

研究成果を適切に発表するための指針

国立大学法人東北大学は、専門性の異なる多数の学部や大学院研究科、附置研究所及び学内共同教育研究施設等を擁しており、それらの研究者が所属する学協会等や社会性も異なるが、研究に対する公正さ、誠実さ、正確さ、客観性等の基本的な価値観は共通して求められる。本指針は、この共通して求められる研究に対する価値観を尊重し研究成果を適切に発表するための全学的な基本指針を示すものである。

研究分野により取扱いが異なるが、以下に述べる研究活動における不正行為及び不適切な行為を行わず、研究成果を適切に発表することが求められる。

なお、本指針は、国際医学雑誌編集者委員会（International Committee of Medical Journal Editors、2010）編集の「生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発表に関する執筆と編集」（※1）を参照し作成した。

1. 研究活動における不正行為及び不適切な行為

本学では、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書—（文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会：平成18年8月8日）」（※2）、「研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書（平成24年1月24日）」（※3）及び「研究者活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日）文部科学大臣決定」（※4）を基に、研究活動における不正行為及び不適切な行為について次のように定義する。

（1）不正行為

研究活動においては、次の不正行為を行ってはならない。

（i）捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（ii）改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（iii）盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

（2）不適切な行為

研究成果を適切に発表するために、次の不適切な行為を行ってはならない。

（i）二重投稿（二重出版）

同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為。

（ii）分割出版

一つの論文で発表できる研究を分割して発表する行為。「サラミ出版」とも呼ばれている。

（iii）不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為。

(iv) その他

利益相反に関する義務違反、守秘義務違反、研究対象者への同意の欠落、研究被験者の虐待や材料の乱用などの行為。

注：「研究者活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日）文部科学大臣決定」

では、1（1）と1（2）を併せて「不正行為」といい、特に1（1）を「特定不正行為」という。

2. 不適切な研究成果発表行為

(1) 二重投稿（二重出版）

本学では、平成24年1月24日に提出された「研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書」（※3）で二重投稿（二重出版）に対する見解がまとめられている。その報告をもとに二重投稿（二重出版）に関して以下に記す。

① 定義

国際医学雑誌編集者委員会の方針（※5）によると、「二重投稿（二重出版）」とは、印刷物、電子出版物を問わず、オリジナリティ（原著性）が要求されている場合に、既発表又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為であるとされている。掲載される出版の二重性には、研究対象、方法論、結果及びその解釈の既出論文との同一性あるいは類似性が含まれる。図表やデータを適切な引用をせず、原著論文の一部とすることも、二重投稿（二重出版）に相当する。また、既出論文研究と同じ話題を取り扱う論文も、わずかな相違があるだけでは二重投稿（二重出版）に相当する。二重投稿（二重出版）は研究倫理を著しく損なう行為であり、研究者として不適切な行為である。

二重投稿（二重出版）は、オリジナリティ（原著性）を最も重視する学術雑誌全体の信頼性を損なう行為であり、論文の著作権の帰属についての問題も発生し、学術雑誌の投稿規程違反を理由として著者自身の研究活動にも制約が課されるほか、不必要な同一原稿の査読と編集という学術出版に費やす人的・物的資源の浪費を伴うものである。最近では、二重投稿（二重出版）を防止するために、投稿の際に、二重投稿（二重出版）でない旨の誓約書を著者に要求する学協会等や、二重投稿（二重出版）が明らかになった場合に、論文の削除等を実施する学協会等が増えている。また、研究現場の競争的環境の激化と性急な研究成果を求める昨今においては、二重投稿（二重出版）による研究実績の不当な水増しを助長するおそれがあるとの指摘もなされている。

多くの学協会等では投稿された論文の著作権は投稿された学協会等あるいは出版社に移譲することとなっており、著者自身が投稿した論文であっても多くの場合、学協会等の第三者が著作権を所有することとなる。そのため、第三者が著作権を有する論文等を適切な引用をせずに自らの論文に記載した場合は、著作権法違反であり二重投稿（二重出版）となる。

なお、著作権法違反がないとの前提で、次の（i）から（vi）と同一の投稿を認めている学会もあるが、この場合は投稿規程に明記されており、学協会等の規程を尊重することが求められる。

- (i) 特許公開公報・特許公報等
- (ii) 大学の学士論文・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等
- (iii) 他の学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等
- (iv) 企業の技報等
- (v) 新聞記事等
- (vi) 公開性の高いプレプリント（査読付き学術雑誌に掲載される予定の論文原稿が完成した時点で、サーバーを用いて開示された原稿）等

「会議プロシーディング」については、従前はそれにデータを補完し、内容を充実させた論文にする慣行も見受けられたが、会議プロシーディングが一般に公表され、閲覧可能な場合は、オリジナリティ（原著性）に関しては論文と同等に取り扱う傾向が多くなってきている。そのため、学術雑誌の投稿規程の中でオリジナリティが要求されている場合には、会議プロシーディングにデータを補完し内容を充実させた論文であっても投稿できず、投稿できる場合においても本文中で当該会議プロシーディングを適切に引用することが必要な場合がある。ただし、会議プロシーディングについては、研究分野により取扱いが大きく異なるので、各分野において定められた取扱いを確認するほか、学術雑誌などの投稿規程を遵守すること。

② 判断基準

多くの学協会等では、他に発表した内容は「新規性」がないとして扱う場合が多い。このことから、学協会等の学術論文投稿規程等に二重投稿（二重出版）の定義やその禁止が明記されている場合が多い。

二重投稿（二重出版）は、基本的には論文等を投稿する学協会等に対する規則違反であるが、学協会等によってその規則は大きく異なっている。具体的な行為が二重投稿（二重出版）に該当するか否かの判断は、研究成果の発表の在り方を律する規範から逸脱する行為があるや否やという価値的・規範的評価を含まざるを得ない。二重投稿（二重出版）の該当・非該当の最終的な判断は、学協会等内の専門家集団である学術雑誌の編集委員会によりなされるものであるが、二重投稿（二重出版）の問題性について認識を共有できるよう、本学における二重投稿（二重出版）の判断基準を以下に示す。

- (i) 新たに投稿する論文においては、既発表の論文との差異が明確に記述されていなければならない。
- (ii) 既発表の論文の本文や、図表等の一部を引用する場合には、新たに投稿する論文において出典が必ず明記されていなければならない。
- (iii) 既発表又は投稿中の原著論文の著者は、同一内容又は極めて類似した内容を別の原著論文として投稿してはならない。
- (iv) 学術雑誌の投稿規程又は学協会等のルールと慣行等に違反して、既に発表した論文を他の言語に翻訳して投稿してはならない。

一方、次のような場合は、二重投稿（二重出版）に該当しない。

- (i) 新たに投稿する論文には別の原著論文と重複する内容が含まれているものの、本文中にその原著論文との差異（新たに投稿する論文に別の原著論文で記述されていない重要な情報若しくは知見が包含されていること、又は別の原著論文に記述されていない新たな実験結果の解釈若しくは理論構築が行われていること。）を明記するとともに、その原著論文を適切に引用している場合。

- (ii) 別の原著論文の内容（データを含む。）の使用に当たって、著作権に抵触することがないように、当該学協会等の了解を得ている場合。
- (iii) 新たに投稿された論文が、その学術雑誌において「原著論文」として判断されない場合で、かつ、その記述中に別の原著論文を適切に引用している場合。
- (iv) 既発表又は他の学術雑誌に投稿中の論文が、その学術雑誌において「原著論文」としては判断されない場合で、かつ、新たに投稿された論文において既発表又は投稿中の文献の内容を含むことを適切に明示している場合。
- (v) 学位取得に関わる要件として大学・研究機関から提出を求められ、博士論文の一部として発表する場合。
- (vi) プレプリントサーバー上で事前発表として発表された場合。
- (vii) 学会・会議の発表要旨として発表されたものであって、新たに投稿された論文において既発表の内容が当該要旨に含まれることを適切に明示する場合。

(2) 分割出版

分割出版はサラミ出版とも呼ばれ、一本の研究論文で報告できる研究成果を細かく分割して論文(サラミ論文)を複数出版する行為を言う。出版倫理委員会(※6)によると、一つ以上の論文に同じ母集団、方法、研究課題設問がある場合、それらの論文はまとめてサラミ論文と見なされている。分割出版は研究者が業績リストに膨大な数の論文を掲載するための行為であり、その研究者のキャリアを歪ませるだけでなく、本来よりも多い助成金を受け取れることにもつながる。また、サラミ論文のうちの1つにしかアクセスしない読者にとって、研究結果の誤った解釈をするきっかけにもなりうる。そのため、この分割出版は、研究者の研究倫理を損なう行為であり、研究者として不適切な行為である。

(3) 不適切なオーサーシップ

オーサーシップは、研究分野により取扱いが異なる。自然科学では共同研究が広く行われる傾向にあり、また人文社会科学でも、単独執筆が一般的な分野もあるものの、共同研究の比重が増しつつある分野もある。したがってオーサーシップの明確化の必要性はどの分野でも非常に高く、どの様な役割の者が著者になるかについての国際的な大原則は変わらない。

一例として、国際医学雑誌編集者委員会が発行している「生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発表に関する執筆と編集」(※1)を挙げる。これによると著者は次にあげる3つの条件全てを満たしていなければならないとされる。

- ① 構想と設計、若しくはデータ取得、またはデータの解析と解釈に対する実質的貢献
- ② 論文の起草、または重要な知的内容に対する決定的改訂
- ③ 掲載されることになる版の最終承認

国際医学雑誌編集者委員会によると、助成金の入手、研究の指揮、比較的重要ではない実験補助、事務的な補助のいずれかの職務にしか当たらなかった者は、著者としての資格はない。研究に何らかの形で貢献しても、オーサーシップの基準に合わない個人名は謝辞に記されるべきである。

一般的に不適切なオーサーシップに、「ギフトオーサーシップ (gift authorship)」と呼ばれる行為がある。「ギフトオーサーシップ」は、論文の成立に直接貢献しない者が、共同執筆者であるかのように名前を連ねる行為で、一研究室の責任者の立場にある者等が行うことが多い。この行為は、立場の強い者が政治力を行使して自分の名前を著者名に連ねる不適切な行為である。

論文執筆者自らが利益の供与を期待し、論文の成立に貢献しない人物の名前を連ねることもある。科学者の間では、これらの行為を「名誉のオーサーシップ(honorary authorship)」と呼ぶことがあるが、この行為も不適切な行為に該当する。

オーサーシップの例としては、「ファーストオーサー（第一著者）」、「コレスポンディング・オーサー（連絡著者）」及び「ラストオーサー（シニアオーサー）」等があるが、研究分野および学術雑誌等により取扱いが大きく異なるので、各分野において定められた取扱いを確認するほか、学術雑誌などの投稿規程を遵守する等、注意を要する。

【参考資料】

- (※ 1) 国際医学雑誌編集者委員会（2010）生医学雑誌への投稿のための統一規定：生医学の発表に関する執筆と編集
<http://www.toukougitei.net/i4aURM201004.html>
- (※ 2) 科学技術・学術審議会、研究活動の不正行為に関する特別委員会（2006）研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－文部科学省研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001.pdf.
- (※ 3) 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会（2012）研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書
http://www.tohoku.ac.jp/japanese/newimg/pressimg/press20120124_01_1.pdf.
- (※ 4) 研究者活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日）文部科学大臣決定
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
- (※ 5) 国際医学雑誌編集者委員会の二重投稿に関する方針
http://www.icmje.org/publishing_4overlap.html
- (※ 6) 出版倫理委員会（Committee on Publication Ethics: COPE）（2005）分割出版
<http://publicationethics.org/case/salami-publication>